

# えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d   S o c i a l   I n s u r a n c e   L a b o r   C o n s u l t a n t

2019. 4  
通巻 第146号



contents

社会保険労務士法制定50周年  
愛媛SR経営労務センター発足30周年  
合同記念講演・式典・祝宴特集 1

桂川渓谷（西予市）

理事会だより 14  
みかけによ欄 21  
フレッシュ会員広場 23  
新入会員紹介 24  
社会保険労務士倫理綱領 25



愛媛県社会保険労務士会

**愛媛県社会保険労務士会  
社会保険労務士法制定50周年・愛媛SR経営労務センター発足30周年  
合同記念講演・式典・祝宴特集**



平成31年2月15日ANAクラウンプラザホテル松山において愛媛県社会保険労務士会・愛媛SR経営労務センター共催の社会保険労務士法制定50周年・愛媛SR経営労務センター発足30周年・合同記念講演・式典・祝宴が開催されました。本号では特集号としてその時の模様をレポートします。詳細については松澤会員と、宮部会員から報告させていただきます。又、受賞者を代表して土居修二前会長に感想などお願いいたしました。まずは、式次第は以下の通りです。

(総務委員長記)

### 記念式典次第

- |        |  |
|--------|--|
| 1 開会の辞 | 成川式典委員会委員長   |
| 2 式辞   | 横本会長   |
| 3 祝辞   | 愛媛県知事<br>四国厚生支局長<br>愛媛労働局長<br>日本年金機構理事長<br>全国社会保険労務士会連合会会長   |
| 4 表彰伝達 | 日本年金機構理事長感謝状<br>全国社会保険労務士会連合会会長表彰<br>●感謝状<br>●功労者表彰<br>●50周年記念表彰<br>愛媛県社会保険労務士会会长表彰<br>●特別功労者表彰<br>●功労者表彰<br>●永年会員表彰<br>●会員事務所職員表彰<br>謝辞 |
| 5 閉会の辞 | 佐伯副会長  |



## 式 辞

愛媛県社会保険労務士会  
会長 横本 恭弘

本日ここに、社会保険労務士制度創設50周年記念式典を開催するにあたり、愛媛県社会保険労務士会を代表し式辞を申し述べます。

本日は、公務ご多忙の折、ご来賓の皆様のご臨席をいただいております。神野愛媛県副知事様、鯨井四国厚生支局長様、繩田愛媛労働局長様、林日本年金機構四国地域部長様はじめ各行政機関の皆様方、本日は大変お忙しい中、ご臨席をいただきありがとうございます。

全国社会保険労務士会連合会からは、大変お忙しい中、大西連合会会長にお越しいただきました。ありがとうございます。

さて、私たち社労士の制度は、昨年50周年を迎えました。12月5日に東京の国際フォーラムで開催しました全国の記念式典では、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、4,300名を超える各方面からの来賓及び全国からご出席いただきました会員の皆様とともに、この大きな節目を迎えることができました。

わが国の社会が戦後の復興期を経て、社会経済の発展とともに、特に中小企業における労務管理の近代化に伴う労務指導の必要性の高まりといった社会的な要請を背景に、諸先輩方の大変なご苦労により、昭和43年、世界にさきがけた労務管理及び労働社会保険諸法令に関する専門家の制度として誕生しました。

以来、今日に至るまで、諸先輩方が、社会保険労務士法第1条に掲げられた「労働及び社会保険に関



横本会長式辞

する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という制度の目的のもと、企業等の事業活動と国民の皆様の生活そのものに第一線で深く関わり、労務管理及び労働社会保険に関する唯一の国家資格者として、社労士の社会的使命を果たすための活動を展開し、8次にわたる法改正を経て、全国に42,000名の会員を擁する制度にまで発展してまいりました。

今の時代に社労士として業務を行う  
私たちは、諸先輩方が築き上げてこられた歴史と伝統に誇りを持ち、社労士法の目的と精神を日々実践するとともに、社労士の将来を展望し、次代の社労士へバトンを渡す者として、更なる制度の発展と地位向上を実現していくための活動を引き続き強力に推進していく責任があります。

何よりも、社労士は人の心を大切にする士業です。近年の雇用情勢をみると、景気に明るい兆しがみえる一方で、中小企業における人手不足問題はますます深刻化しております。このような状況のなか、政府は長時間労働の抑制、育児・介護・病気の治療と就労の両立支援等多岐にわたる施策を掲げておりますが、事業主の方々は、これらへの対応が、従業員の働きやすさ、職場の生産性向上、そして企業発展に不可欠であると認識しつつも、とてもハードルが高いものと受け止めております。

今こそ、私たち社労士は、人事労務管理の専門家たる知見を活かし、経営者と従業員の皆様の心つなぎ、安心していきいきと働く職場づくりへの支援を行い、県民の皆様の心の支えとなるべきであると考えます。愛媛県会といたしましても、50周年という大きな節目を迎えるにあたり、今一度、社労士制度の目的に立ち返り、この先も決して揺るぐことなく、会員の皆様と同じ認識を共有し続けるという思いのもと、社労士業務を通じて、人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、事業を展開してまいります。

今年は社労士制度の新たな時代へスタートする年ですが、大西連合会長は連合会長として、また一社労士としての心がけを表す1字に「先」を選びました。これからの時代は、人口減少と多様な人材の活用、IT化の飛躍的な進展など、これまでにないスピードで社会が変化していきます。そのような時代であってもなお、私たちはこの制度を作られた「先」人たちの思いをしっかりと受け継いで、時代の最「先」端で、国民のニーズをいち早く察知し、業務を通じて専門家としての信頼を勝ち得ることにより、この制度をさらに発展させ、これから「先」の世代の社労士に引き継いでいかなければなりません。最後に、ご列席の皆様方のご健勝を祈念して、式辞といたします。



来賓の方々

## 社会保険労務士法制定50周年記念表彰 受賞者名簿

### 全国社会保険労務士会連合会会長表彰（50音順）

<b>【感謝状】</b>	上甲 芳文	土居 修二				
<b>【功労者表彰】</b>	岡部 五郎 佐伯 広政 成川 献次 横本 恭弘	加藤 久雄 神野 公平 藤田 拓也	木村 守行 竹内 明久 宮谷 しのぶ	薦田 勉 武智 雅子 山内 学		
<b>【50周年記念表彰】</b>	岩井 孝徳 大森 勝利 風本 忠彦 小泉 玉恵 篠森 和雄 竹内 明久 長尾 要 兵頭つる美 三浦 稲男 山谷 昭治	大西 雅之 尾崎 和幸 加藤準四郎 高津 靖之 上甲 芳文 田坂 信雄 中田 亮 廣瀬 一郎 三木 茂	大西 守人 尾崎 壽一 木村 守行 河野 昭子 末光 勝幸 田中 信夫 花山 勝 松浦 俊二 三好 一久	大本 和彰 越智 伸武 藏田 正治 坂本 昌平 高橋 洋二 寺田健五郎 東矢 憲二 眞鍋 松子 山田 敏夫		

### 愛媛県社会保険労務士会会長表彰（50音順）

<b>【特別功労者表彰】</b>	岩井 孝徳 藏田 正治 土居 修二	岡部 五郎 上甲 芳文 中田 亮	尾崎 和幸 神野 公平 成川 献次	加藤 久雄 竹内 明久 横本 恭弘		
<b>【功労者表彰】</b>	石川 行夫	河野 昭子	薦田 勉	山内 学		
<b>【永年会員表彰】</b>	一宮裕美子 岡部 正 北川 高志 小池 公子 坂上 功 仙波 和幸 野本修二朗 矢野 勝司	稻津 智 加藤 久雄 木山さゆり 小西 具視 清水 肇 土居 修二 三好 秀子 横本 恭弘	大賀美紀子 亀岡 千鶴 吉良 幸一 小林 隆二 神野 公平 西森 隆史 村田 八郎	岡部 五郎 菊池 宏 桑村 明秀 佐伯 広政 瀬川 君子 野間 豊 森 博道		
<b>【会員事務所職員表彰】</b>	浅海かおり 勝間 佳奈 田房 里加	石川 良子 鎌倉ゆかり 正岡 和子	内田 玲子 児谷早百合 安野小百合	大森 雄子 末光 好江		

## 祝　　辞



来賓の方々ご着席、式典の始まりです。  
(会長式辞の後、来賓の方々の祝辞を頂きました。)



愛媛県副知事 神野一仁様祝辞



四国厚生支局長 鯨井佳則様祝辞



愛媛労働局 繩田英樹様祝辞



日本年金機構四国地域部長 林和外様祝辞



全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西健造様祝辞

## 表彰伝達

### 1. 日本年金機構理事長より愛媛県社会保険労務士会へ感謝状の授与



横本会長受賞

### 2. 全国社会保険労務士会連合会会長記念表彰



感謝状授与  
上甲芳文会員

感謝状授与  
土居修二会員

功労者表彰代表して  
加藤久雄会員

50周年記念表彰代表して  
大西雅之会員

### 3. 愛媛県社会保険労務士会会長表彰



特別功労者表彰代表して  
藏田正治会員

功労者表彰代表して  
山内学会員

永年会員表彰代表して  
岡部正会員



会員事務所職員表彰代表して石川良子さん



受賞者代表して加藤久雄会員より謝辞

## 記念講演



講師は株式会社愛媛朝日テレビ報道制作局アナウンス部長兼報道制作部アナウンサー  
大澤寧工様と株式会社愛媛朝日テレビ営業局営業部副部長待遇 矢野勝嗣様です。

## 祝宴



衆議院議員の塩崎恭久様  
急遽駆けつけご挨拶をいただきました。



参議院議員の井原巧様  
大変お忙しい中ご臨席賜りご挨拶いただきました。



大澤寧工様による乾杯です。



歓談中です。



フラメンコラパシオンによるアトラクションです。

## 準備の模様



名札は全て手書、温かみを感じました。



事務局長、司会役の大堀アナと打ち合わせです。



会員による入念な打ち合わせです。



受付の準備も整いました。

## 皆さんに感謝

中予支部 土居修二



社会保険労務士制度創設50周年の愛媛会記念式典に参加させていただきました。

ANAホテル南館の会場に午後2時25分に到着、そのときは、2時30分からと思い込んでいたため受付が済むまで自分が遅刻しているなど思っておらず、でかい顔で「人が少ないね」「みなさんとっくに入られていますよ」といわれ、30分遅刻ということをはじめて知った次第です。また、案内された席が、真ん中の列の最前列で、皆さんの冷たい視線を背中に感じながら何事もなかったかのように席に着きました。元々、時間にはルーズな性格ではありますが、50年に一度の大事な式典に遅刻するなどもってのほかのことでの遅刻で、肩をすぼめ小さくなっています。

少し落ち着いてから顔を上げると講師の先生と目が合い、再び小さく丸くなってしましました。

誰だろうどこかで会った方だなと思いながら、流暢な話しぶりに聞き入っていると、お話の中に「アナウンサー」という言葉が耳に入り、テレビのアナウンサーだと思いました。

後半にはあの「奇跡のバックホーム」の矢野勝嗣さんが登場され、お二人の楽しいトークでさらに盛り上げていただくことが出来ました。

続いて、愛媛県の官公庁代表の皆様からお言葉があり、感謝、感謝です。昨年12月に東京で行われた連合会の50周年で、天皇皇后両陛下のご臨席を賜った時のことが思い出され、ご退出の際、天皇陛下が、舞台袖で何度も立ち止まれ、客席の方を振り返られ、何かおっしゃりたそうな素振りをされていたご様子を思い出し、涙が出そうになりました。

余談ですが、このとき聞いた話では、両陛下のお車が、施設の敷地を出たとき、指揮者に連絡が入り、音楽が終了、施設の扉が開錠になるそうです。

最後に、大西連合会会长から、上甲先生と私に感謝状を直接頂戴いたしました。愛媛会の会長を務めたということでいただけたのだろうと思うのですが、私には、皆様のために何かをしたという記憶はなく、理事の皆さん、会員の皆さん、事務局の皆さんに支えられ、2期4年を何事もなく過ごさせていただきました。たいへんありがとうございます。

これからも次の50周年を目指して頑張ろうと思った一日でした。

## 社会保険労務士法制定50周年、愛媛SR経営労務センター発足30周年 合同記念講演・式典に参加して

中予支部 松 澤 祥 子

平成31年2月15日（金）ANAクラウンプラザホテル松山で社会保険労務士法制定50周年、愛媛SR経営労務センター発足30周年合同記念講演・式典・祝宴が開催されました。



私は当日の受付を担当させていただきました。会場は式典にふさわしく厳粛な雰囲気につつまれていて、社会保険労務士法制定50周年という大きな節目の式典に参加できることに身の引き締まる思いでした。

記念講演は愛媛朝日テレビのアナウンサーの大澤寧工氏と矢野勝嗣氏から、「我社における働き方改革～地域に愛されるテレビ局を目指して」をテーマにお話ししていただきました。大澤氏は愛媛朝日テレビのアナウンサー1期生で、開局時は同期5人だったそうです。実況アナウンサーは1人だったため、高校野球の

実況を朝6時から夕方4時頃までしたあと、夕方のニュースも担当し、夜の高校野球の特別番組をこなすという長時間労働も当時は苦にならなかったとお話をいただきました。部下ができてからは、長時間労働が当たり前だったことから、過去には部下にも求めてしまった経験があるとのことでした。

労働時間の削減のために、撮影カメラを減らし人員を減らすと、カメラマンが工夫し今までと違った映像が撮影できたり、作成するニュース映像を短くすると、アナウンサーのコメントを入れることになりそれが好評だったりと、いい結果になったこともあるそうです。労働時間の削減は仕事量の削減をすることだけではなく、仕事の内容や進行の見直しを行うことで、より質の高い仕事ができるように心がけていかなければならぬのだと思います。

大澤アナウンサーと矢野氏のお話は、ユーモアを交えた経験談がとてもおもしろく、楽しく拝聴させていただきました。

その後記念式典が開催され、成川式典委員会会长の開会の辞、横本会長の式辞と続き、愛媛県知事、四国厚生支局長、愛媛労働局長、日本年金機構理事長、全国社会保険労務士会連合会会长からの祝辞がありました。連合会会长からは、昨年社労士法制定50周年を迎、今ではなくてはならない制度に発展し、今年は51年からその先に向かっての新たなスタートであるとお話しいただきました。また、東京国際フォーラムで行われた記念式典に出席された天皇陛下がお帰りになる際に、「この制度をしっかりと発展させて国民の皆様に尽くしていただきたい」とのお言葉があったそうです。以前に大槻名誉顧問から、社労士法が制定された当時のお話を伺いましたが、50年間の社会保険労務士法の発展に貢献された先生方に敬意を表したいと思います。

祝辞の後、全国社会保険労務士会連合会会长表彰、愛媛県社会保険労務士会会长表彰の表彰伝達が行われました。のべ109人の受賞者に表彰状が授与されて、代表者の加藤久雄先生から謝辞がありました。

社会保険労務士法制定50年の歴史は長く、これまで以上に社会に求められる制度になることは間違いません。これまでの諸先輩方のご尽力に敬意と感謝をもって、これから社会保険労務士制度のますますの発展に少しでも貢献できるよう、身を引き締めて行動していきたいと思います。このような貴重な体験をさせていただいたことに感謝いたします。

「社会保険労務士法制定50周年」  
 「愛媛SR経営労務センター発足30周年」  
 合同記念講演・式典・祝宴に参加して  
 中予支部 宮 部 真 里

平成31年2月15日（金）、ANAクラウンプラザホテル松山にて「社会保険労務士法制定50周年」「愛媛SR経営労務センター発足30周年」合同記念講演・式典・祝宴が開催されました。



第一部は14時から、記念講演として「我社における働き方改革～地域に愛されるテレビ局を目指して～」と題し、株式会社愛媛朝日テレビ報道制作局アナウンス部長兼アナウンサー大澤寧工氏、同営業局営業部副部長待遇、矢野勝嗣氏のお2人にご講演頂きました。

入社24年目のベテラン「スーパーJチャンネルえひめ」でお馴染みの大澤アナウンサーからは『どうすれば視聴者との距離が近くなるか、親しみを持ってもらえるか』というテーマに関し、豊富な体験談を交えた

お話を頂きました。

第二部は15時40分から、同会場にて記念式典が開かれました。成川式典委員会委員長による開会の辞、横本会長による式辞、来賓祝辞に続き、以下表彰伝達が行われました。

日本年金機構理事長感謝状

全国社会保険労務士会連合会会長表彰

- 感謝状 (受賞者 2名)
- 功労者表彰 (〃 13名)
- 50周年記念表彰 (〃 37名)

愛媛県社会保険労務士会会长表彰

- 特別功労者表彰 (受賞者12名)
- 功労者表彰 (〃 4名)
- 永年会員表彰 (〃 30名)
- 会員事務所職員表彰 (〃 11名)

謝辞

最後は佐伯副会長による閉会の辞で式典は幕を閉じました。

第三部は17時30分から、会場を移し祝宴が開かれました。

横本会長による挨拶、来賓祝辞、大澤アナウンサーによる乾杯の後、歓談が始まりました。歓談では、フラメンコラパシオンによるフラメンコショーも開催され、華やかで力強い踊りや音楽に盛り上がりました。

50周年という大きな節目の式典に参加し、これまで諸先輩方が築いて下さった歴史、ご尽力に感謝するとともに、社会保険労務士が担う役割を改めて考える良い機会となりました。

## 倫理研修を振り返って

中予支部 竹 本 豊

去る2月19日、ホテルメルパルク松山で倫理研修が開催された。昨年10月には、早々と事務局から開催案内が届いたことから、私自身、前回から早くも5年が経過したのかと思いつつも、失念しないように手帳にメモした記憶がある。

研修当日は、薦田副会長による全体講義の後、10のグループに分かれて事例討議と発表を行った。全体講義では、今話題となっている社労士による不適切な情報発信と障害年金への不適切な対応といった事項に加え、非社労士との連携禁止などポイントとなる項目も丁寧に解説いただいた。私は、薦田先生の巧みな話術と円滑な進行によって、睡魔と戦うこともなく、しっかりと知識の吸収（インプット）に努めることができた。受講者の関心を引き付ける薦田先生の弁舌に感服します。時折、会場内を見回しても睡眠中の先生方が見られなかったことからも、受講生にとっては職業倫理の再認識につながったことと思う。

グループ討議ではグループリーダーを中心に、メンバー（8人程度）間で事例討議を行った。私が所属した1班では、与えられた事例に対して各メンバーが見解を述べるとともに、グループリーダーの岡部先生を中心にメンバー間で活発な議論が展開された。岡部先生の優れた采配と、発言しやすい雰囲気づくりに感謝します。各グループとも、全体講義でインプットした知識と各々が培ってきた倫理観を基に、事例討議（アウトプット）することで、社労士としての職業倫理をしっかりと自分の中に定着できたのではないかと思う。

ここで一つ、私の思いを記しておきたい。それは、社労士法でいうところの「公正な立場」の捉え方である。社労士は労働関係法規に準拠し、社会貢献と公共性を追求する存在として、労使双方に公平に対処しなければならない。これが「公正な立場」の意味合いでであろう。一方、特定社労士倫理規定準則には、「…依頼のために誠実にその職務を行わなくてはならない。（第1条）」「…依頼人の権利及び正当な利益を実現するように努める。（第4条）」とある。これを上位法である社労士法の「公正な立場」の概念から捉え直すと、「そうはいっても、依頼人のため“だけ”に代理行為は行えないね。社労士は労働関係法規を拠り所として、依頼人・相手方双方から中立的な立場で、双方の権利・利益を考慮すべきだな。」という解釈になる。事実、研修会で話した先生方もそのように考えていた。双方の利益を考慮しながら中立的立場で行うことが、依頼人を代理したことになるのだろうか。少なくとも、依頼人に効果が及ぶ法律行為を代理する特定社労士には、もう一歩、依頼人に寄り添った職業倫理が必要ではないだろうか。

今回の研修は、インプットとアウトプットを組み合わせた、実効性の高い構成であった。さらには、私にとっては、旧知の先生方にもお目にかかることができ、充実した時間を共有できたと思う。最後に、この研修を企画・運営いただいた皆様はじめ、講師の薦田先生、岡部先生をはじめ各グループリーダーの先生方に感謝するとともに、参加された各先生方と今後も一緒に活動できることを願っている。

## 新人研修を受講して

中予支部 酒井世津子



3月8日、愛媛県社会保険労務士会館に於いて、県会主催の新人研修を受講してまいりました。

開業登録して7ヶ月目。まだまだ未熟な私の近況ですが、ご紹介等で、数少ないながらもお客様とのご縁をいただく機会に恵まれ、試行錯誤しております。

「A社様には、このご提案で問題解決するけれども、B社様の場合は？」

と思案し、調べたり考え抜いたりする事も多い毎日。相手が「人」である以上、答えが一つとは限らない労働問題や労務管理、幅広く奥の深い手続き業務の一つひとつを前に、私自身の知識のなさと実力不足を痛感しています。

そんな中、新人研修という貴重な学びの場を設けて頂き、目から鱗！のお話の数々に心打たれた私は、感激と感動のあまり、その日はなかなか眠れませんでした。

新人研修の内容と思い出は、「永久保存版」の教訓として、これから一生涯、わたくしは決して忘れることなく邁進しようと思います。

- ・倫理観を常に自問自答し、長い目で物事を考え、そして実行して行くこと。
- ・法律に基づくものとして手続きをする際に、自分の力で物事を「考える」こと。
- ・条文や通達、判例を読み込む力、考える力、それを人に分かりやすく説明出来る力。
- ・書類一枚の向こう側に、必ずお客様がいらっしゃることを決して忘れず、ミスのない丁寧な仕事を誠実に行うこと。

心に響く、素晴らしい研修内容でした。

電子申請や行政協力についてのお話もありました。惜しみなく様々な内容を教えていただけました事に感謝し、ご多忙の中、研修にご尽力くださいました先生方に、心からのお礼を申し上げます。

本当に、ありがとうございました。

また、懇親会では、同期の先生方と楽しい歓談の時間をご一緒させて頂きましたことに、この場をお借りして御礼を申し上げます。

開業すると決意した際に覚悟を決めて腹を括り、目標を立てました。「石の上にも三年」の諺の如く、まず三年は下積み時代で、人一倍の努力と我慢、忍耐力が必要だと思っています。その後も、成長の為には永きに渡る地道な努力が必要で、学ぶ事に終わりはありません。今後の自分をイメージしながら、誠実に謙虚に、研鑽を積み重ねていこうと改めて決意しております。

いつか私が、一人前になれた時。

「酒井は、良い社労士に成長したね。」と思って頂ける様、努力していきます。

今後とも、ご指導の程、よろしくお願ひいたします。

**理事会だより****〔理事会〕**

※平成31年1月23日(水) 県会事務局会議室において、第244回理事会を開催した。

- 1 50周年記念事業について
- 2 各委員会・支部報告
- 3 その他

※平成31年3月14日(木) 県会事務局会議室において、第245回理事会を開催した。

- 1 平成31年度事業計画案並びに予算案について
- 2 各委員会・支部報告
- 3 その他

**委員会だより****〔総務委員会〕**

※平成31年2月25日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報(4月号)について
- 2 その他

**〔財務委員会〕**

※平成31年3月12日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成30年度予算の執行状況について
- 2 その他

**〔事業委員会〕**

※平成31年1月31日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 専門業務登録について
- 2 平成31年度事業委員会計画・予算(案)について
- 3 その他

**〔研修委員会〕**

※平成31年2月26日(水) ウエルピア伊予において、平成30年度働き方改革支援セミナーを開催した。

- 1 弁護士からみた労働法の要点
- 2 働き方改革時代における新たなハラスメント対応

※平成31年3月8日(金) 県会事務局会議室において、平成30年度開業者・新入会員研修会を開催した。

- 1 倫理・心構えについて
- 2 「事務所開設と運営マニュアル等」について
- 3 入社・退社に関わる実務について
- 4 電子申請について
- 5 行政協力について(年金関係)
- 6 行政協力について(労働関係)

※平成31年3月19日(火) ウエルピア伊予において、平成30年度働き方改革関連法地域研修会を開催した。

- 1 働き方改革関連法の概要
- 2 社労士による実務のポイント

**〔業務監察・広報委員会〕**

※平成31年1月17日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回業務監察・広報委員会議事録の確認
- 2 平成30年度社労月間(10月)の活動について
- 3 平成31年度事業計画(案)について
- 4 その他

※平成31年3月6日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回業務監察・広報委員会議事録の確認
- 2 年度更新・算定基礎届の広報について
- 3 平成30年度事業報告(案)、平成31年度事業方針・予算(案)について
- 4 業務監察事務実施要綱等の一部改正について
- 5 その他

**〔支部だより〕****〔東予支部〕**

※平成31年1月29日(火) 東予支部役員会を開催した。

場 所 喫茶ルピア  
内 容

- 1 平成31年度事業計画、予算案について
- 2 算定基礎届説明会開催予定について
- 3 東予支部総会の開催について

**〔中予支部〕**

※平成31年2月20日(水) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室  
内 容

- 1 平成31年度中予支部予算案について
- 2 平成31年度支部幹事、支部推薦理事選出方法について
- 3 その他

※平成31年3月12日(火) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室  
内 容

- 1 平成31年度支部会、研修会について
- 2 その他

**〔南予支部〕**

※平成31年1月16日(水) 南予支部役員会を開催した。

場 所 かどや弁天町店  
内 容

- 1 厚生事業について
- 2 平成31年度の予算について
- 3 今後の支部運営について
- 4 その他

※平成31年3月26日(火) 南予支部役員会を開催した。

場 所 かどや弁天町店  
内 容

- 1 県理事会・委員会報告
- 2 平成31年度支部総会の実施について
- 3 平成31年度事業計画について

## 出前授業報告

### ～受講生の福利と社労士の認知度アップを願って～ 『出前授業』

東予支部 川 田 秋 雄

2月22日“ニャンニャンニャン”猫の日、小惑星探査機「はやぶさ2」が小惑星「リュウグウ」への着陸に成功したかどうか気になっていたところに、昨年おこなった『出前授業』についての原稿を依頼された。

ビッグバン理論によると宇宙の誕生は138億年前とされるが、「はやぶさ2」には、その後の46億年前の太陽系誕生時代の水や有機物を含んだサンプルを、小惑星「リュウグウ」から持ち帰り、『生命の起源』解明に寄与することが期待されている。

原稿の対象となる、昨年11月15日の『出前授業』は、奇しくも、この「はやぶさ2」の快挙に関心を寄せる学生が多く在籍していると思われる新居浜工業高等専門学校（高専）在校生の内、今春卒業予定の5年生を中心とした5クラス198名に向けたものだった。

民間企業に勤務していたとき、数人の高専を卒業した部下を持ったが、いずれも真面目で優秀だったことが思い出される。『出前授業』前の打ち合わせ時、担当される先生から卒業生の約3割が進学されるとのことを聞き、そう言えば、彼らも進学組だったなど感慨に耽りながらも、彼らの高専時代については聞いたことがなく、『出前授業』を受講する高専生には縁がなさそうな法律や社会保険労務士（社労士）について、どれほどの知識を持っているか皆目見当がつかなかった。それで、とりあえず随分昔の学生時代を思い出しながら、『出前授業』で話す内容を検討した。

高専5年生は、一般の4年生大学の教養部にあたり、すでに20歳になっている受講生もいることを考えると、全国社会保険労務士連合会から『出前授業』先の学校に郵送される小冊子『働くときの基礎知識～社会に出る君たちへ～』の内容は、少し物足りない気がした。また、理系の学生にとっては、ひとつひとつの法律の適用内容を説明する前に、まず憲法を頂点にした法体系の概要を説明すれば、その後に小冊子『働くときの基礎知識』にある、社労士が取り扱う「労働基準法」から「国民年金法」に至る法律の内容が理解しやすいのではないか。

しかし、一時限90分の時間内で小冊子の内容をすべての学生に理解してもらうのは明らかに難しい。それよりも、働くことに関連する法律の概要をひと通り説明することにより、これらの法律に該当す



我が家の猫

る者は、法律に従って各人の生活が規制されているだけでなく、守られてもいるという事実と、加えて、これらの法律についての専門家である社労士の存在も知ってもらえばありがたいと考えた。

また、今回の受講生には、今後、社会の根幹をなす制度になると思われる個人番号「マイナンバー」と、20歳に到達した学生に有利な「学生納付特例制度」の項目は外せないだろう。

特に「学生納付特例制度」は、毎月の国民年金保険料16,340円（平成30年度）を支払うことが難しい学生には優しい制度である。保険料を支払わなくても将来受け取る年金の受給資格期間に算入され、万一病気やケガで障害が残ったときにも障害年金を受け取ることができる。しかし、その万一が起こる前に早急に手続きしておかなければならない。

かのような考え方方に沿い、小冊子『働くときの基礎知識』以外に、『出前授業』の資料として

- ①1. 法のピラミッド 2. 憲法、労働基準法の条文 3. 労働社会保険関係法規等 4. 労務管理
- ②マイナンバー 通知カードと個人番号カードの表
- ③学生納付特例制度のポイント（日本年金機構）

の3種類の資料を作成し、それらを『出前授業』ご担当の先生方にお渡しし、それらのコピーと『出前授業』を受講する学生の皆さんへの配布をお願いした。

また、『出前授業』のレジメは当日までに作成し、『出前授業』の直前に配布することにした。

しかし、レジメのコピーは、たかだか200部だけと高をくくっていたのに、実際やってみると、数の多い分だけ、想像したより手間や時間がかかり、ひるがえって、お渡しした多くの資料をコピーされ、それらをまとめていただいた先生方に思わぬご負担をお願いしたなど申し訳なく思った。

自分が当日に用意したレジメは、『出前授業』で話す内容の順に、

1. 日本の法秩序
2. 小冊子『働くときの基礎知識』
3. マイナンバー
4. 学生納付特例制度

として、それぞれに、例えば 1. については、「会社あるいは公的機関で、直面する法律にはどのようなものがあるか」など、それぞれの概要が窺える語句や文を追記した。

また、純粹に数学的な内容が実は日常生活と関連があることや、一般には理系と文系を分けて物事を捉えがちであるが、法律の体系や自然界の諸法則はいずれも基本構成から成立していること、また「年齢計算ニ関スル法律」で20歳の誕生日の前日に20歳に達すること等、実例を挙げて説明することにより、理系の学生が抵抗なく文系に属するレジメの内容に入り易いのではないかと考え、？部分を穴埋めする以下の質問も当日配布するレジメに追加した。

Q 1. 1、1、2、3、?、8、13、……

Q 2.  $\text{div } \mathbf{D} = \rho$ 、 $\text{rot } \mathbf{E} = -\partial \mathbf{B} / \partial t$ 、 $\text{div } \mathbf{B} = \underline{?}$ 、 $\text{rot } \mathbf{H} = \partial \mathbf{D} / \partial t + \mathbf{i}$

Q 3. 一学年の誕生日 ?月?日 ~ 翌年 ?月?日

ちなみに、Q 1. はフィボナッチ数列で、自然界の花びらの数や、縦横の比率で美しいとされている黄金比がこれらの数で具現化されている。Q 2. はマックスウェルの方程式である。従来の電磁気学の現象はこの4つの式だけで導き出せる。Q 3. は、普通に正しく解答できる人は少ない。

受講生は、『出前授業』が始まつてからレジメをみることになるので、多分、誤答するだろうと予想し、間違いを正しながら進めるつもりだったが、あにはからんや、全ての質問を優秀な学生たちに即座に正答されてしまい、NHKのチコちゃん（5歳）ぱりに「ボーっと生きてんじゃねーよ！」と叱られる逆バージョンに陥った。特に、Q 3 の質問を正答した女子学生に対して「よく知っていたな」と心のうちでは驚きながらも、素直に声に出して褒め称えなかったことを今でも後悔している。

『出前授業』の会場は、一般の大学によくある机つきの大講義室で、パソコンなどの設備も使用可能なようであり、愛媛県社労士会の事務局長からも小冊子『働くときの基礎知識』を元にしたパワーポイントの資料を提供して頂いていたが、機器の設置とその動作確認などに時間がかかりそうだったので、最終的にパソコンは使用せず、高専の担当の先生方にはマイクの準備だけお願いした。

実際の『出前授業』では、配布の資料を参照してもらいながら説明し、もっぱら一人の真面目そうな学生にターゲットを絞り、彼の一挙手一投足に注目しながら進めていった。しかし、内容を理解できたかどうかを確認しないまま次々と新しい項目に移っていったので、『出前授業』を十分に理解できなかつた学生が多かったかもしれない。ただ、その全てを受講生全員に理解してもらうことは考えておらず、「よく分からなかつたが、こんなことを資料を使って話していたな」という程度で充分だと思っている。というのは、内容を完全に理解していないなくても、概略を聞いた経験があれば、いざその方面的知識が必要になったとき、詳細について自ら調べて対処することが容易になると考えるからだ。

また『出前授業』について、芸人や有名人の講演会のように、どれだけ受講生を惹きつけたかで成否を問う向きがあるのは承知している。しかし、人を楽しませる話術や人を感動させる考え方などに無縁の身としては、社労士として現時点で持っている知識を披露するしか術はない。ただ、受講生にはつまらない『出前授業』であっても彼らの役に立つ知識は伝えたい。「面白くなかったけれど役に立つた」と言う受講生がいれば、たとえそれがたった一人だけであっても、やって良かったと思える。

今回の『出前授業』について言えば、例えば、20歳に達したのに、経済的な理由で国民年金保険料を納付できないでいる学生が、『出前授業』をきっかけに「学生納付特例制度」に沿って手続きをしたという事実を知るときなどが、小さな喜びに浸れる瞬間であろう。

なお、質問の答えは Q 1. 5    Q 2. 0    Q 3. 4月2日 ~ 翌年 4月1日 である。

## 出前授業報告

### 出前授業

中予支部 脇 本 美 緒

今年度、大変ありがたいことに2校の出前授業をさせていただきました。1校目は、学校法人河原学園 未来高等学校・河原高等専修学校、そして2校目は、愛媛県立しげのぶ特別支援学校での登壇です。

生徒さんに会える楽しみと県会の看板を背負っての事業活動という、弾む心と身の引き締まる想いを重ね、授業に臨みました。

他の先生方も当然にされていらっしゃることかもしれません、授業をするにあたり、私が大切にしていることがあります。それは、担当の先生との事前打ち合わせです。生徒さんが何に関心を持っているか、また先生方はどんなことを生徒さんに知ってほしいのかをヒアリングします。社労士会に依頼されるということは、“働くこと”や“社会保険”について知った上で職業人生のスタートを切ることを願われている証です。今回のヒアリングでも両先生の愛情の深さを感じる言葉があちこちに散りばめられ、まるで生徒さんが隣にいるような感覚になりました。



そしてそれぞれのニーズを拝聴し、連合会作成のコンテンツと融合させ資料を作成、当日を迎えます。授業では生徒さんに圧倒される場面が多く、会話のキャッチボールに花が咲きました。一期一会のせっかくの貴重な時間です。こちらから話すばかりでは一方通行。自分で考えたり友達と相談できるクイズを盛り込み、対話形式で進めていきました。

未来高等学校・河原高等専修学校では3年生が上手にリードし、1、2年生も応答。働くときのことを想定して、就職目前の先輩とその背中を見た後輩が互いに社会人の世界を垣間見る時間になったように思います。

一方、しげのぶ特別支援学校ではクラスメイトや先生を楽しませるユーモア溢れる発言や表現力豊かな回答が飛び交い、新たな気づきがあったように感じました。

生徒の皆さんとの会話に夢中になり、時間の都合上一部端折って説明したことが反省点ですが、4月からの働き方改革の法律改正や自分に直結する社会保険について興味を持ってくれたことが今回の収穫だと感じています。

今改めて考えると不思議なことです、人生の中で大半の人が経験する職業生活にもかかわらず、私を含めた年代以上の人には高校卒業までに労働や社会保険制度について学んだ記憶がないように思います。そのため入社後初めて疑問に思ったことが多々あったのではないかでしょうか。北海道では近年、学校や地域を巻き込んで生徒や学生のキャリア教育に注力し、他県でも水平展開されていると聞いています。今後はその波が西へと来るのではないかと聞いていますので、県会のこの事業活動も更にその一助になるように伺えます。

最後に、これから未来の扉を開ける生徒さんたちがイキイキと働くことを願いつつ・・・。



## 平成30年度 研修会に参加して

中予支部 山 本 文 代

平成31年2月26日（火）、社労士制度創設50周年記念セミナーとして、平成30年度研修会がウェルピア伊予にて開催されました。

第一部は会員のみを対象として「（使用者側）弁護士からみた労働法の要点～懲戒処分、メンタルヘルス、退職等について～」、そして第二部は、愛媛県会で初めての試みとなった会員及び会員顧問先企業経営者等を対象としての「働き方改革時代における新たなハラスメント対応」についてという構成です。

第一部では、労働事件が以前のような集団的労使紛争が主ではなく、個別的労使紛争の激増（＝労働審判件数の増加）により、労働審判件数の余りの多さに、東京・大阪では1件につき3回の期日がとれず、1回で労働審判を終わらせる傾向にあるのが現状で、労働法は労働者保護のための法律ですが、労働紛争に時間も費用もかけられない状況である企業側は、完璧に勝ち切ることは難しくても、いかに負けっぷりを小さくするかが最も重要であり、それはやはり「紛争予防」が大切であるとのことです。

例えば懲戒処分の適正手順「事実確認→根拠規定の存在→処分の相当性、平等性→弁明の機会等」であれば、「事実確認」は、その記録している事実は必ず5W1Hを書き留め、さらにその際の「企業側の対象労働者への具体的言動（注意・指導・教育等の内容）」および「その企業側の具体的言動に対する対象労働者の言動・態度」までを1セットとして、4～5セットが準備出来ると「改善の可能性が無い」と認められ易いそうです。実際の講師の先生の話の流れの中では「極端に言うと…、」と前置きがありましたので、ひとつひとつの出来事（＝「事実確認」）の程度が看過出来ないような重いケースであれば、4～5セット程度の「事実確認」で「改善の可能性が無い」と認めてもらえることもあるんだ！と思いました。また、使用方法さえ留意すれば同意のない録音記録も、受信側・送信側の両方に残っている電子メールやLINEまでもが今日では重要証拠になるとお話しもありました。

更にメンタル不全の従業員に対する懲戒処分についての興味深い判例の内容や、休職規定の整備、必要な具体的対応方法等のノウハウを様々な切り口でお話しいただきました。

第二部では、平成31年2月14日に厚生労働省から出されたばかりの「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」の中で「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主が講すべき措置等」として、今まで紛争・労災申請が激増している「パワーハラスメント」に法令上の根拠がなかったところに「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって…（略）、必要な措置を講じなければならないとする（中小事業主は経過措置により努力義務）。」になるという最新の動向を追加資料によりますご説明いただきました。

そして予定されていた「新たなハラスメント対応」では、弁護士先生が経験してきた様々なセクハラ・パワハラ事例を、どの程度の言動がハラスメントに該当してしまうのか、事例によってはとても面白おかしく、また、労災認定にまで繋がっていく笑えない事例まで、るべき対応や予防策を含めて非常に軽快な話術で終始聴き易く、そして分り良く話していただきました。会員は勿論のこと会員の顧問先企業から出席された方々にとっても、興味深い事例を沢山紹介していただき、最新のハラスメントに関する認識を得るとしても濃厚で充実した時間になったと思います。

最後になりましたが、今回の研修会を開催してくださった社労士会の方々、開催に向けてご尽力いただきました方々に厚くお礼申し上げます。

法務大臣認証 第85号／厚生労働大臣指定 第31号

## 社労士会労働紛争解決センター愛媛



社労士会労働紛争解決センター愛媛（以下「センター」といいます。）は、個々の労働者と事業主の間に発生した労働紛争について「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉な解決の援助を行います。

### ○ 取り扱う紛争の範囲

センターが取り扱う紛争は、次のいずれにも該当するものです。

- ①当事者の一方の住所または所在地が愛媛県内にあること。
- ②労働関係についての、個々の労働者と事業主との間の紛争であること。  
(いじめ、いやがらせ、解雇、賃金引き下げ、退職金その他労働関係をめぐる紛争)
- \*労働組合と事業主との間の紛争、金銭貸借に関するトラブル等は対象となりません。

### ○ あっせん手続き

- ①あっせん手続きは、労働問題に精通したあっせん委員（特定社会保険労務士）が当事者の間に立って進行します。（事案によっては担当弁護士があっせん委員として出席します。）
- ②センターでのあっせん手続きは非公開が原則で、当事者のプライバシーは厳密に守られます。
- ③2020年3月末日まで、申立て費用は無料となっています。

### ○ あっせん申立の方法

当センター事務局の窓口へ申し出てください。申立て書の書き方も含め、この制度について詳しく説明します。

なお、労働者だけでなく、事業主からのあっせん申立ても受け付けておりますので、ご相談ください。

### 連絡先

〒790-0813 愛媛県松山市萱町四丁目6番地3

TEL：089-907-4864／FAX：089-923-1133

# み か け に よ 欄

## 母にとって「七・五・三」とは…

南予支部 岡 部 五 郎

毎朝7時53分、携帯からコブクロの曲が流れる。90歳を超えた一人暮らしの母からの電話である。嬉しそうな声で「ゴーさん、元気で起きたよ！」とだけ言って電話を切る。そんな会話なき会話が約6年続いた。

父が亡くなり私たちと一緒に住むことを提案したが、頑なに拒み一人暮らしを貫いた母である。晩年は、ほとんど耳が聞こえない状態であった。こちらから電話をしても会話が思うように出来ない。苦肉の策が90歳前の老人に携帯電話を持たせ、発信の方法を「伝授」、毎朝電話で安否確認を行うことだった。

その携帯電話の発信時間が毎朝7時53分。1分と違わぬ正確な時間である。ある時、母に尋ねてみた。「どうして几帳面に7時53分なの?」「電話することを忘れないために、七五三参りの「ひちごさん」で覚えることにし、753、7時53分にしている。」と母は答えた。高齢により痴呆を意識したことであった。

ある日、テレビが映らなくなったとの電話があり行ってみると「音のないテレビ」なのに執拗なままでにこだわったのを不思議に思ったことがある。今、思うと7時53分の時刻を確認するためのテレビであったようだ。母にとって音なき世界で正確な時を刻むものがテレビの画面であったのか‥。7時53分が生きてる証であったのだろうか‥。喜びの時であったのだろうか‥。

そんな母も1年前に95歳で亡くなった。猛暑の7月、いつものように電話をし、月に一度の通院日、病院へ向かった。医師から「少し脱水症状気味なので2~3日入院し、点滴打って帰りますか」との勧めに応じ入院したのだった。しかし、その後、家に帰ることなく、長くもなく、短くもない3ヶ月の入院生活だった。

子供達には迷惑を掛けたくないと言っていた母は、金曜日に私と家内に看取られながら静かに静かに寝るように父の元へ逝った。生前、遺影写真も、戒名も全て自分で準備しての旅立ちだった。通夜は土曜日、葬儀は日曜日、私の仕事に差し障ることなく逝った。「子孝行の親」である。

そんな母のことをよく知る私の娘が「カレンダーを見ながら、この週末当たりお父さんの仕事が空いているけれど、その頃がヤバイのではないかね‥‥」と言っていたがその通りとなった。

生前、母は「決して延命治療はいらない。」と私に口酸っぱく言っていた。入院してからもその意志が変わることはなかった。食欲がなくなった頃病院から再三の確認を受けたが、本人の望み通り延命治療は行わなかった。入院しておよそ2ヶ月が過ぎた頃、ハンドバッグの中から大事そうに1枚の写真を取りだし私に手渡した。それは私たち3人兄弟の写真で私が3歳の時の物であった。その頃すでに自分の死期を悟っていたかのようだった。

葬儀の後、遠くに住む兄（長男）から、白い封筒に入った母からの書き置きを見せられた。それは母が75歳（20年前）の時に書かれた物だった。

1. 私の病気が現在の医学では不治の状態であると診断された場合には延命の処置は一切お断りします。

2. 但し、この場合に私の苦痛を和らげる処置は、最大限に実施して下さい。そのため副作用で死ぬ時期が早まっても一向にかまいません。よろしくお願ひします。

平成9年7月5日

八重

母の1周忌が来た。ちょうど父の7回忌と一緒にすることが出来る年月であった。「そこまで計算していたのか！」。（たまたまなのだろうが、そう思えてならない。）「我が母ながらあっぱれ！！」。

こんな生き方（逝き方）すごいよな‥‥。亡くなった時は「いい最期だった」との思いが強く正直なところほっとし、涙が出なかった。しかし、最近想い出してはこみ上げて来るものがある。

## いのしし年生まれの私

東予支部 神野卓也

還暦と言う言葉がある。十干十二支により今年は己亥年になるそうで、己亥年に生まれた者が 辛亥、癸亥、乙亥、丁亥と経て己亥年に戻る事から言われているらしい。

そして、還暦を迎えた者は赤いちゃんちゃんこを着て長寿を祝う風習があるらしい。

私の学生時代は漫画の全盛期で、その題材に21世紀はどんな世界になるみたいな漫画が良く描かれていて、その進歩した時代を生きている自分も想像出来なかったが、何よりその時の40代になった自分というものも想像出来なかった。

まして還暦になった自分なんかを想像すること自体、とても想像することもデキなかった。

時の流れは無情である。

忙しさにかまけて、いつの間にか21世紀になっていたし、当然のように還暦になっていた。学生時代に想像した21世紀の世界は、まだまだ20世紀からそれ程進歩していないように見えるし、自分自身も見かけ上年取ったが、見かけだけで中身はあまり変わっていないように感じる。

前書きが長くなったが、今年はいのしし年である。

私は己亥年生まれで、今年還暦らしい。しかし、私は自分自身を長寿とは思わないし、周りの人も60は長寿とは思っていないと思うので、赤いちゃんちゃんこなど着ず、年など気にせずこれからも変わらずやっていきたいと思う。

## フレッシュ会員広場

### 新入会員研修会に参加して

東予支部 合 田 芳 充

平成31年3月8日、愛媛県県会事務局で行われた新入会員研修会に参加してまいりました。

社労士合格後、事務指定講習を受けて社労士登録される方が多い中、私は2年間の実務経験があるということで、事務指定講習を受けず、社労士登録をいたしました。それ故、今まで所謂社労士として同期の方にお会いする機会がありませんでしたので、新人研修会に参加するのを登録当初から心待ちにしておりました。

まずははじめに横本会長から、社労士としての倫理と心構えについてのお話がありました。

近年、SNSが普及したこと、ブログ等で倫理的に不適切な発信をする社労士の方も出てきており、以前はそれほど言及されなかった社労士の職業倫理が厳しく問われる時代になっているとのことでした。私自身、新居浜の地域情報サイトに登録し、ニュースとして年金制度の解説などの配信を行っており、誤った情報を流さないよう心掛けてはおりますが、改めて社労士として不適切な内容の配信をせぬよう肝に銘じました。

次に、田坂先生・宮部先生から、事業所開設と運営についてや、入社・退社に関わる実務についてのお話がありました。ご自身の経験談を交えてのお話はどれも貴重なものでしたが、中でも印象に残ったのは“安きに流れず誇りをもって仕事に取り組もう”というお言葉でした。私は、社労士になる前、太陽光発電の営業をしておりましたが、当時の上司に“いい商品を（競合相手より）高く買ってもらうのが、良い営業マンだ”と指導を受けていました。現在、社労士になり商品を売ることはなくなりましたが、自分自身を商品と置き換えて、より良い商品になるよう日々精進し、報酬額等の安さで自らをお客様に売りこむことはせぬように心掛けてはおります。ベテランの先生から、かつての上司と同じような意味合いの言葉をお聞きできたのは感慨深かったです。

その後、上川先生から電子申請について、大中先生・中村先生からは年金関係や労働関係の行政協力についてのご説明があり、新人会員研修会は閉会となりました。

閉会後、会場を移して懇親会が開かれ、初めて同期の方々と交流を持つことができ、自分よりしっかりしていると感じる方ばかりで、良い刺激となりました。

最後に、研修会の講師を担当された先生方には、ご多忙中にもかかわらず、丁寧なご指導を頂き、誠に有難うございました。今後も、お客様に必要とされ社会に貢献できる社労士になれるよう、同期の先生方とともに、日々研鑽を積んでいこうと思っております。

## 新 入 会 員 紹 介



**【氏名】**  
 片上俊哉  
**【支部】**  
 中予  
**【年齢】**  
 56歳  
**【開業／勤務／その他】**  
 その他

- ① 社会保険労務士となった動機  
職場で総務に配置された際、労働社会保険関係の業務に携わる中で、さらに知識を深めてレベルアップをしたいと思い、社労士を目指そうと考えました。
- ② 自己紹介  
人事・給与や契約の仕事を担当していましたが、その時は知識も浅く、日々の業務をこなすのが精いっぱいでした。それでも奥の深い仕事であり興味は尽きず、やがて専門家と呼ばれる域を目指したいという思いが芽生え、50歳を過ぎてから行政書士、社会保険労務士の勉強を始めて合格することができました。
- ③ 今後の抱負  
やっとスタートラインに立つことができたと考えますので、さらに経験や知識を積み、社会のお役に立てるよう努力していきたいと思います。
- ④ 会への意見・要望  
今度ともご指導のほど、よろしくお願ひいたします。

**中退共**  
**CHU-TAI-KYO**

**中小企業の退職金  
国 の 制 度 が  
サ ポ ー ト し ま す。**

● 中小企業退職金  
共済制度なら…  
国が助成します。  
掛金の部を  
手数料も不要です。  
掛金は金額非課税。  
簡単です。社外積立型なので管理が  
できます。パートタイムさんも加入

お気軽にお問合せください  
(独)労働者退職金共済機構 **中小企業退職金共済事業本部**  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

## 就任のごあいさつ



事務局長 橋本 珠樹

このたび、4月1日付けで事務局長として勤めさせていただくことになりました橋本でございます。

当会の発展のため微力ながら誠心誠意努力して参りたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

## 会費納入のお願い

会費の一括納入を選択されている会員は、納入期限が4月30日となっております。(会則第10章第60条)  
下記の口座まで、お振込みをお願いいたします。

《愛媛県社会保険労務士会》

伊予銀行 松山駅前支店 普通預金 1941628

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

## お知らせ

- 5月14日(火) 東予支部研修会（今治）
- 5月17日(金) 中予支部会・研修会
- 5月24日(金) 東予支部研修会（新居浜）
- 5月29日(水) 南予支部算定基礎届等研修会
- 6月12日(水) 県会通常総会・定期大会
- 6月21日(金) SR通常総会

## 会員数一覧表

〈個人会員〉 平成31年3月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	68	169	24	261
法人の社員	6	18	2	26
勤務	9	34	5	48
その他	7	18	2	27
合計	90	239	33	362

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	5	11	1	17

## 編集後記

3.11から8年。復旧と復興。  
今秋、ラグビーワールドカップの試合（2試合）が、岩手県釜石市の「釜石鵜住居復興スタジアム」で行われます。チケットが当たったので観戦に行く予定です。

総務委員として、皆様のお役には立てませんでしたが、私にとりましては、楽しい時間がありました。

委員会及び事務局の皆様にはご迷惑をおかけし、また、大変お世話になりました。

ありがとうございました。

最後に一句 “編集に集いし仲間春の午後”  
(しゅーじょー)

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

发行人 横本恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社